

博士学位論文

(内容の要旨及び論文審査の結果の要旨)

OGAWA Koji

氏名 小川 晃司
学位の種類 博士 (経営情報科学)
学位記番号 博 甲 第 40 号
学位授与 令和 4 年 3 月 23 日
学位授与条件 学位規程第 3 条第 3 項該当
論文題目 わが国における中小企業会計制度の変遷と課題
Transitions and Issues of Small-and Medium-sized Entities Accounting System in Japan
論文審査委員 (主査) 特命教授 小森 清久¹
(審査委員) 教授 仁科 健¹ 教授 終 紫乃¹ 非常勤講師 坂本 孝司¹

論文内容の要旨

わが国における中小企業会計制度の変遷と課題 (Transitions and Issues of Small-and Medium-sized Entities Accounting System in Japan)

本研究では、わが国の中小企業における独特な会計制度について、ドイツにおける「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念及びドイツの税理士が行うベシヤイニグング作成業務等を参考にしながら、その特徴と課題を解明した。第 1 章では、個人事業者を含む中小企業における江戸時代の末期から明治維新にかけて本格的に導入された複式簿記の普及が第二次世界大戦終結時まで進まず、その要因が「記数法」の違いや「帳合」の存在であったことを明らかにした。その後、中小企業に対する簿記を普及させるため「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」がそれぞれ公表されている。しかし、当該両「簿記要領」は中小企業の会計規範として定着することなく、2002 年の「中小企業の会計に関する研究会」が発足されるまで、中小企業会計規範に関する議論はなされていなかったことを指摘した。さらに同研究会において、わが国の会計規範は、企業の実態にかかわらず唯一無二であるとした意見が多数を占めていた事実を明らかにした。そして、上記意見に影響を受け公表された「中小会計指針」(2005 年公表)と、中小企業の属性を重視した「中小会計要領」(2010 年公表)との比較検討をした結果、わが国の中小企業には、会計帳

簿の重要性を掲げ中小企業に過重な負担を課さない「中小会計要領」を原則として普及させるべきであるとの提言を行った。

第 2 章では、1949 年に公表された「企業会計原則」の中で一般原則の第 2 原則に導入されたわが国独自の用語である「正規の簿記の原則」の概念には、多くの解釈があり統一されていないことを明らかにした。その上で、有力説であるドイツ商法第 38 条第 1 項の「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念について、先行研究を参考に解明を試みた。その結果、ドイツの GoB 概念は、簿記は「狭義の簿記 (日常の簿記を含む)」を含む「広義の簿記 (年度決算書・財産目録)」を前提とする「形式的な GoB」及び「実質的な GoB」から構成されることを明らかにした。さらに、上記ドイツの GoB 概念と同じく不確定法概念に基づけば、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」概念は、誘導法等を要件とする正確な会計帳簿及び財務諸表の作成に関する会計行為の形式的枠組みを定めた原則であることを指摘した。また、税法の「正規の簿記の原則」は、1950 年創設の青色申告制度に規定された「正規の簿記の原則」の経緯から、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」から導入されたことを明らかにした。その上で、解明したドイツの GoB 概念と同じく不確定法概念に基づけば、税法の「正規の簿記の原則」の概念は、法制化されたものを含む、正確な会計帳簿及び貸借対照表、損益計算書の作成に関する記録と形式を定めた原則であることを指摘した。そして、

1 愛知工業大学 経営学部 経営学科 (名古屋市)

税法の「正規の簿記の原則」は、「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と同じく形式的原則のみによって構成されるが、「企業会計原則」と税法が「正規の簿記の原則」を導入したそれぞれの目的（場の条件）によって「正規の簿記の原則」の概念は異なるものであるとの結論を導き出すに至った。

第3章では、確定決算主義の起源は、わが国で初めて法人課税が所得税法に創設された1899年であることを明らかにすると共に、当時における確定決算主義の概念が「広義」の概念であることを筆者が初めて指摘した。また、従来からある確定決算主義への批判について、目的の違う企業会計と税務会計を分離・独立させるべきだとする「目的異質論」と、節税動機が企業会計に持ち込まれる結果、企業会計の目的が阻害されるとした「逆基準性論」に整理した。その上で当該批判論に対抗する先行研究を参考にしてそれぞれ考察を行った。その結果、取引の経済的実質を観察する思考は、企業会計と税務会計はむしろ同質であり、公平な利益を算出する役割を担う財務諸表の利害調整機能と企業間課税の公平性・安定性を図る目的を有した確定決算主義とは密接に関連しているため、いずれの批判も妥当ではないとの結論を導き出した。さらに、法人税法等は、その改正等によって都度改訂される会計基準に対応しており、企業会計と税務会計の親和性は保たれていることを明らかにした。そして、確定決算主義は、1899年から現在まで120年以上続いている歴史を有する制度として、税務行政のみならず、企業を含む社会全体に対して重要な役割を担っていることを指摘した。

第4章では、税理士法第1条（税理士の使命）に規定されている税理士の「独立性」の概念について検討した。税理士における「独立性」は、「外観的独立性（形式的独立性）」よりも「精神的独立性（実質的独立性）」がより重要視されることを明らかにした。そして、ドイツ及びアメリカの税務業務における「独立性」の検討を行った上で、わが国における税理士の「独立性」については、ドイツの制度を参考にして社会的に啓蒙活動をすべきであるとの提言を行った。

第5章では、わが国独自の制度である「書面添付制度」について、国税庁からの「税理士は税務書類の監査証明業務が出来る」とする1955年試案に対する大蔵省側からの見解がその原型であることを発見した。また、「書面添付制度」が情報利用者である課税庁に対して信用力があることを「書面添付制度」の実績データによって証明することができた。さらに保証業務は、「財務書類の監査証明」業務だけを示すものだけでなく、広い範囲を対象とした利用者が要求する保証の内容によって、当該保証の水準が異なる業務であることを指摘した。そして、書面添付制度について「一種の証明行為、監査と同類の性格」とする先行研究の有力な見解を参考にした上で、「書面添付制度」は税

理士による「税務に関する保証業務」であることを明らかにした。

第6章では、わが国における中小企業金融の阻害要因となっている決算書の「情報の非対称性」そのものを解消・縮減すべきであることを指摘した。この点について、中小企業金融の制度として参考となるドイツの税理士が行う「年度決算書の作成に関する証明書（ベシヤイニグング）」作成業務を検討した。その結果、ベシヤイニグングは、決算書の作成者である税理士が同時に証明書を発行する業務として、ドイツの中小企業金融という「場の条件」に適合した場合のみ成立する制度であることを明らかにした。このことは「決算書の信用力」の程度は、画一的なものではなく、さまざまな保証の程度があることを示している。したがって、わが国の中小企業における「決算書の信用力」は、「書面添付制度」を活用することによって、間接的にはあるが確保できることを明らかにした。さらに、筆者は現状における同制度の普及割合が低いことを問題視し、ベシヤイニグングがあるドイツにおいてもわが国の書面添付制度に対して高い評価がなされていることを論述した。そして、「書面添付制度」は、税理士の独立性と税務申告の信用力を包括して法制化された「わが国固有の価値ある制度」であり、社会に普及・定着させるべきであることを提言した。

第7章では、「会計参与制度」の萌芽は、1964年の上場企業における粉飾事件が契機となって大企業の商法監査が法制化された1974年の商法等改正であることを明らかにした。さらに2005年に創設された「会計参与制度」は、中小企業の決算書の信用力を担保するため会計の専門家を取締役と同じく会社内部機関として設置するという、海外には存在しないわが国独自の制度であると共に、会計の専門家である税理士による保証業務であることを明らかにした。そして、税理士は、中小企業の決算書の信用力を確保するため会計参与制度を普及させるべきであることを筆者は提言した。

本研究をまとめると、わが国の中小企業における会計制度は、近代会計制度が始まった明治時代から現代までの変遷と発展を経た結果、わが国独自の誇るべき会計制度であることを明らかにすることができた。すなわち、わが国の中小企業会計制度を支える「正規の簿記の原則」、「中小会計要領」、「書面添付制度」、「会計参与制度」は、いずれも海外には存在しないわが国が独自に導入した画期的な用語・規範・制度だということを力説したい。したがって、これらの目的を理解し積極的に活用すべきである。その一方で、中小企業の属性により「正確な会計帳簿の作成」から「決算書の作成及び開示」までの過程において、企業経営者や経理担当者だけでは制度の適正な運用は困難である。そのため、わが国の中小企業における会計制度には、巡回監査及び経理指導等を通じて、職業専門家である税理

士と、企業経営者や経理担当者との連携が不可欠であることを筆者は強調したい。そして、中小企業会計制度の活用にあたり、次の3点を課題として提言した。すなわち(1)DX時代を迎え会計伝票の自動化が進む今日「正規の簿記の原則」の重要性を再認識し、会計帳簿作成の適時性及び正確性の要件を税法に規定すべき点、(2)確定決算主義について、税務会計と企業会計の「乖離した時代」から「親和性が保たれている時代」へ変化したことを認識し、各種引当金の扱いについて税法を見直すべき点、(3)「書面添付制度」を社会に啓蒙するため、「税務に関する保証業務」という用語を税理士法に規定すべき点、である。

論文審査の結果の要旨

本研究は、わが国の中小企業における独特な会計制度について、ドイツにおける「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念及びドイツの税理士が行うベシャイニグング作成業務等を参考にしながら、その特徴と課題を解明したものである。

本研究は、以下のとおり「序章」、「第1章」～「第7章」及び「結章」によって構成されている。

序章

第1章 わが国における中小企業の会計史

第2章 「企業会計原則」の「正規の簿記の原則」と税法の「正規の簿記の原則」

第3章 確定決算主義の本質とその重要性

第4章 税理士法第1条における「独立性」の概念

第5章 書面添付制度の歴史的経緯とその役割

第6章 わが国の中小企業金融にける課題と展望

第7章 税理士による保証業務である「会計参与制度」活用の課題

結章

第1章では、複式簿記の普及が第二次世界大戦終結時まで進まず、その要因が「記数法」の違いや「帳合」の存在であったことを明らかにしている。その後「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」がそれぞれ公表されたが、当該両「簿記要領」は中小企業の会計規範として定着することなく、2002年に「中小企業の会計に関する研究会」が発足するまで、中小企業会計規範に関する議論はなされてこなかったことも指摘している。さらに、「中小企業会計指針」(2005年公表)と、中小企業の属性を重視した「中小企業会計要領」(2010年公表)とを比較検討した結果、わが国の中小企業には、会計帳簿の重要性を掲げ中小企業に過重な負担を課さない「中小企業会計要領」の方を普及させるべきであるとの提言を行っている。

第2章では、1949年に公表された「企業会計原則」の中で一般原則の第2原則に導入されたわが国独自の用語

である「正規の簿記の原則」の概念には、多くの解釈があり統一されていないことを明らかにしている。

その上で、ドイツ商法第38条第1項の「正規の簿記の諸原則 (GoB)」の概念を参考にしながら、わが国における「正規の簿記の原則」の解明を試みている。その結果、ドイツのGoB概念は、「狭義の簿記(日常の簿記を含む)」を含む「広義の簿記(年度決算書・財産目録)」を前提とする「形式的なGoB」及び「実質的なGoB」から構成されることを明らかにしている。さらに、解明したドイツのGoB概念と同様の不確定法概念に基づけば、税法の「正規の簿記の原則」の概念は、法制化されたものを含む、正確な会計帳簿、貸借対照表、損益計算書の作成に関する記録と形式を定めた原則であることも明らかにしている。

第3章では、確定決算主義の起源は、わが国で初めて法人課税が所得税法に創設された1899年であることを明らかにすると共に、当時における確定決算主義の概念が「広義」の概念であることを指摘している。また、従来から存在する確定決算主義への批判について、目的の異なる企業会計と税務会計を分離・独立させるべきだとする「目的異質論」と、節税動機が企業会計に持ち込まれる結果、企業会計の目的が阻害されるとした「逆基準性論」の2つに整理・分類している。その上で当該両批判論に対する先行研究を参考にしながら考察を行った結果、いずれの批判も妥当性を欠くとの結論を導き出している。

第4章では、税理士法第1条(税理士の使命)に規定されている税理士の「独立性」の概念について検討している。税理士における「独立性」は、「外観的独立性(形式的独立性)」よりも「精神的独立性(実質的独立性)」がより重要視されることを明らかにした後、ドイツ及びアメリカの税務業務における「独立性」との比較検討を行った結果、わが国税理士が有する高度な「独立性」について社会的に広く啓蒙活動をすべきであるとの提言を行っている。

第5章では、わが国独自の制度である「書面添付制度」について、「税理士は税務書類の監査証明業務が出来る」とする国税庁試案(1955年)に対する「大蔵省見解」がその原型であることを明らかにしている。また、「書面添付制度」が情報利用者である課税庁に対して信用力を有することを「書面添付制度」の実績データによって証明している。さらに保証業務は「財務書類の監査証明」業務だけと考えるべきではなく、利用者が要求する保証の内容によって保証水準が異なる業務であってしかるべきであると指摘している。

第6章では、わが国の書面添付制度について検討し、わが国における中小企業金融の阻害要因となっている決算書の「情報の非対称性」そのものを同制度によって解消・縮減すべきであると主張している。さらにドイツの税理士が行う「年度決算書の作成に関する証明書(ベシャイニグング)」作成業務を検討した結果、現状ではわが国におけ

る同制度の普及割合が低調であることを筆者は問題視し、ベシャイニグングが存在するドイツにおいてさえもわが国の書面添付制度が高評価を獲得していることに鑑み、わが国において同制度をさらに普及・定着させていくべきであることを提言している。

第7章では、「会計参与制度」の萌芽は、某上場企業粉飾事件（1964年）が契機となって大企業に対する商法監査が法制化された1974年の商法改正時に確認できることを明らかにしている。さらに2005年に創設された「会計参与制度」は、中小企業の決算書の信用力を担保するためのわが国独自の制度であるのみならず、会計の専門家である税理士による保証業務であることを明らかにしている。そして、中小企業の決算書信用力を確保するため、同制度を一層普及させることが税理士の責務であると筆者は強調している。

本研究では、わが国の中小企業における会計制度は、明治時代から変遷、発展してきた結果、現在では、わが国独自の誇るべきものとなっていることを史料分析により明らかにしている。特にわが国の中小企業会計制度を支える「正規の簿記の原則」、「中小企業会計要領」、「書面添付制度」、「会計参与制度」は、わが国が独自に導入した海外には存在しない画期的な用語・規範・制度であることを力説している。その一方で、「正確な会計帳簿の作成」から「決算書の作成及び開示」までの過程を企業経営者や経理担当者任せだけでは、中小企業の特質により制度の適正な運用は困難であるため、わが国の中小企業会計制度推進のためには、職業専門家である税理士と企業経営者や経理担当者との連携が不可欠であることを筆者は強調している。

最後に、中小企業会計制度の活用にあたり次の3点を課題として提言している。すなわち、(1) DX時代を迎え会計伝票の自動化が進む現在において「正規の簿記の原則」の重要性を再認識し、会計帳簿作成の適時性及び正確性の要件を税法に規定すべき点、(2) 確定決算主義について、従来の税務会計と企業会計の乖離した時代から親和性が保たれている時代に変化してきていることを理解し、各種引当金の取扱いについての税法規定を見直すべき点、(3) 「書面添付制度」を社会に広く啓蒙するため、「税務に関する保証業務」たる用語を税理士法に規定すべきであるという点である。

本研究を詳細に検討した結果、本論文はわが国の中小企業会計制度研究に多大な学術的貢献をするものであることが確認できた。

以上の検討結果により、本博士学位請求論文は、十分に博士学位を授与するに相応しいものであると考える。